

内容見本
(A5判縮小)

ができる(最判昭53・11・14家月31・3・83)。ただし、財産分与において婚姻費用の清算を求めるのは、あくまで財産分与としてされるものであるから、財産分与の対象となる財産が存在しない場合には請求ができなくなる。そこで、このような場合には、離婚前に請求したものに限定されるが、婚姻費用分担請求権として、処理する必要がある。離婚前に請求していないものは、離婚慰謝料算定の要素として考慮するほかない。

なお、離婚訴訟においては、別居離婚までの期間における子の監護費用の支払を求める旨の申立てがあった場合、裁判所は、離婚請求を認容する際に、人事訴訟法32条1項所定の子の監護に関する処分を求める申立てとして、その当否について審理判断しなければならない(最判平19・3・30家月59・7・120)。

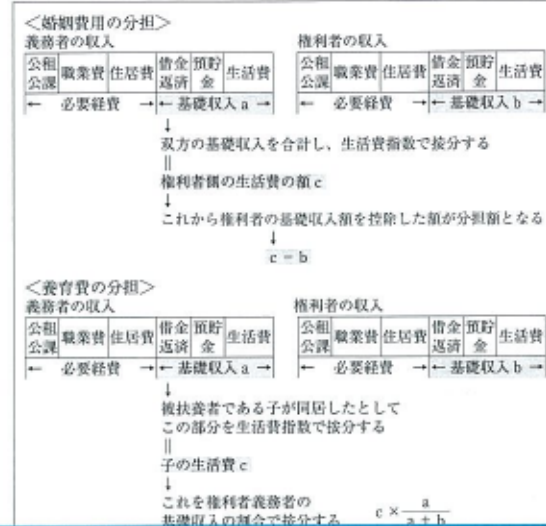
【裁判例1】 最決令2・1・23裁時1740・1

原告人(妻)は、平成30年5月、相手方(夫)に対し、婚姻費用分担調停の申立てをしたが、その後、原告人と相手方との間で、平成30年7月、離婚が成立した。同調停においては、財産分与に関する合意はされず、いわゆる清算条項も定められなかった。上記婚姻費用分担調停事件は、離婚調停成立の日と同日、不成立により終了したため、婚姻費用分担審判の申立てがあったものとみなされて(家事272③)、審判に移行した。原告が、原告人の婚姻費用分担請求権は離婚により消滅したとして、申立てを却下したので、被告人が、許可抗告した事例である。最高裁は、抗告を許可し、「民法760条に基づく婚姻費用分担請求権は、夫婦の協議のほか、家事事件手続法別表第2の2の項所定の婚姻費用の分担に関する処分についての家庭裁判所の審判により、その具体的な分担額が形成決定されるものである(最高裁昭和37年(ク)第243号同40年6月30日大法廷決定・民集19巻4号1114頁参照)。また、同条は、「夫婦は、その責

(イ) 算定の方式は、次のとおりである。

まず、基礎収入を認定する。権利者及び義務者の双方について必要である。次いで、生活費指数を認定するが、これは、基本的に子の年齢で定まる。そして、婚姻費用の場合は、権利者及び義務者の基礎収入の合計をその収入で生活すべき全員の生活費指数で按分する。養育費の場合は、義務者と子が同居したと想定して、義務者の基礎収入を義務者と子で按分して子の生活費を算出し、これを権利者と義務者の基礎収入で按分する。

図にすると、次のとおりとなる。



円以上400万円未満の世帯では、月額8611円(年額10万3332円)の保健医療費を支出しているものとして、婚姻費用を算定しているものであるから、その差額5万9089円については、申立人(原告人)と相手方(被告相手方)がその基礎収入の割合に応じて負担すべきものとして、相手方の負担分を同方式で計算した分担額に加算した。

4 高額所得者

(1) 高額所得者の婚姻費用分担

標準算定方式は、その対象とする当事者の総収入について、給与所得者については2000万円、自営業者については改定前は1409万円、改定後は1567万円を上限としている。そこで、当事者の総収入がこの額を超える場合における婚姻費用及び養育費の分担額をどのような方法で算出するかが問題とされる。その方法については、婚姻費用と養育費では、異なる考え方がされるので、まず、婚姻費用の分担額の算出方法を先に検討し、養育費については、(2)に述べる。

高額所得者の婚姻費用の分担額の算出については、大きく分けると、標準算定方式を修正するなどして利用する方法と同居中及び現在の生活状況から算定する方法に分けられ、前者は、さらにいくつかに分けられる。

ア 算定表の最高額を上限とする方法

この上限を超える部分は資産形成に当てられていると考えるものである(⇒【裁判例84】)。しかし、上限を超える部分が全て資産形成に当てられるとするのは妥当でない。収入が高額となれば、人的交流、社会的な活動、趣味など、その収入に応じて相当の支出を必要とする場合もあり、生活費部分は、上記の上限の額で十分とは必ずしもいえない。ただ、その総収入が最高額を超えるといってもそれほど多額で

されたものである。

実証的研究は、前標準算定方式が提案された意義については、現時点でも減じていないとし、前標準算定方式・算定表の算定方法の基本的な枠組みは、これが広く受け入れられていることから、これを維持するものとした上で、①税制等の法改正、社会情勢の変化及び生活保護基準の改定等、②家庭の実態の実証的研究を踏まえて、より一層社会実態を反映したものにするという視点で、改良すべき点があるかどうかについて検証・対応を検討したとし、その検証・対応においては、内容の合理性を維持しつつ、前標準算定方式・算定表の最大の利点であった簡易迅速性・予測可能性及び公平性を損ねることのないように留意したとする。

提言後、各家庭裁判所においては、この改定標準算定方式及び改定標準算定表についての解説等を準備するなどして、その周知を図っている。

(2) 改定標準算定方式の概要

▶改定標準算定方式はどのような方法か

ア 枠組み

(ア) 算定方法の基本的な枠組みは、前標準算定方式と同じであり、給与所得者の場合、義務者及び権利者の総収入から公租公課、職業費、特別経費を控除したものを基礎収入とし、これを生活費指数により按分する。公租公課は、税法等で理論的に算出された標準的割合を、職業費及び特別経費は統計資料に基づいて推計された標準的な割合により、実額は用いない。按分のための生活費指数について、0歳

裁判官による事例研究の成果を書籍化!

〔改訂版〕

婚姻費用・養育費の算定

—裁判官の視点にみる算定の実務—

著 松本 哲弘

(弁護士・元大阪高等裁判所部総括判事)

令和元年12月公表の
「養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究」
及び改定標準算定表に対応!

- ◆大阪高裁家事抗告集中部の事例研究「究理九疇」をベースに最新の審判・裁判例を加えて構成しています。
- ◆婚姻費用・養育費分担額の算定方法や修正要素を詳しく解説したうえ、調停条項例を掲載し作成上の留意事項に言及しています。
- ◆元大阪高裁第9民事部部総括判事の執筆による客観的な視点に基づいた内容です。

A5判・総頁332頁
定価 4,180円(本体3,800円)
送料460円

0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 3,850円(本体 3,500円)



掲載内容

第1章

婚姻費用・養育費分担義務

1 婚姻費用・養育費分担義務

- (1) 婚姻費用分担義務
 - ア 根拠規定
 - イ 婚姻費用分担義務の性質
 - ウ 婚姻費用の内容
 - エ 婚姻費用の離婚後の分担義務

(2) 養育費分担義務

- ア 分担義務の根拠
- イ 養育費請求権の放棄

(3) 養子縁組後の実親の扶養義務

2 子の監護に要する費用

- (1) 子の監護に要する費用の意味
- (2) 未成熟子
 - ア 未成熟子の意味
 - イ 成年年齢引下げとの関係
- (3) 事実上の養子

3 婚姻費用分担の始期及び終期

- (1) 始期についての運用
- (2) 始期が請求時より遡る場合
- (3) 婚姻費用分担の終期
- (4) 成年になった者の扶養料請求との関係

4 養育費分担の始期及び終期

- (1) 始期
- (2) 終期
 - ア 成年年齢との関係
 - イ 成年年齢引下げ
- (3) 扶養料請求との重複

5 婚姻関係が破綻している場合の婚姻費用等の分担義務

- (1) 婚姻関係の破綻と婚姻費用分担義務
 - ア 学説等の状況
 - イ 裁判例の状況
 - ウ 分担義務の有無
- (2) 有責配偶者の婚姻費用分担請求
 - ア 学説等の状況
 - イ 有責配偶者の婚姻費用分担請求に関する裁判例の状況
 - ウ 有責配偶者の婚姻費用分担請求の可否
 - エ 有責配偶者に支払われる婚姻費用の程度
 - オ 夫婦の双方が有責の場合に婚姻費用の減額をした裁判例
- (3) 分担請求者の有責性に対する審理の程度
 - ア 裁判例の状況
 - イ 審理の程度
- (4) 有責者からの養育費請求

第2章

婚姻費用・養育費分担額の算定

1 標準算定方式及びその考え方

- (1) 標準算定方式提案前の算定の実情
- (2) 標準算定方式の提案
- (3) 標準算定方式の考え方
 - ア 算定方法の概略

- イ 基礎収入
- ウ 按分のための指数

2 改定標準算定方式

- (1) 改定標準算定方式の提案
- (2) 改定標準算定方式の概要
 - ア 枠組み
- (3) 給与所得者の基礎収入の算定
 - ア 総収入
 - イ 公租公課
 - ウ 職業費
 - エ 特別経費
 - オ 基礎収入割合
- (4) 自営業者の基礎収入の算定
 - ア 総収入
 - イ 基礎収入の割合の算出方法
 - ウ 基礎収入割合
- (5) 基礎収入の割合表
- (6) 生活費指数
 - ア 生活費指数算出の方法
 - イ 年齢区分
 - ウ 学校教育費
 - エ 最低生活費
 - オ 生活費指数の算出
- (7) 改定標準算定方式の計算
 - ア 婚姻費用
 - イ 養育費
 - ウ 計算結果の利用
- (8) 改定標準算定表
- (9) 義務者が低所得の場合

第3章

改定標準算定方式による婚姻費用・養育費算定

1 総収入の認定

- (1) 認定のための方法
 - ア 給与所得者の総収入の認定
 - イ 自営業者の総収入の認定
 - ウ 事業所得と給与所得がある場合の算定方法
 - エ 年金収入の換算
 - オ 生活実態からの推定
 - カ 従前の収入による推計
 - キ 賃金センサスによる推計
- (2) 収入の擬制
 - ア 収入を擬制すべき場合
 - イ 収入が擬制される類型
- (3) 退職後の収入の認定
 - ア 退職者の収入
 - イ 退職後も従前と同程度の収入を擬制する場合
 - ウ 算定の基礎とする収入の認定
- (4) 資産
 - ア 収入として扱わないもの
 - ア 生活保護費（権利者受給のもの）
 - イ 児童手当・児童扶養手当
 - ウ 高等学校等就学支援金
 - エ 子の収入
 - オ 義務者の債権
 - カ 実家からの援助

2 基礎収入の算出

- (1) 適用すべき基礎収入割合
- (2) 基礎収入の割合の修正

3 生活費指数による按分

- (1) 適用すべき生活費指数

- (2) 生活費指数の修正

4 特殊な場合の算定方法

- (1) 権利者の収入が義務者の収入を上回る場合の養育費
- (2) 義務者が生活保護受給レベルにある場合
- (3) 義務者も子を養育している場合
 - ア 婚姻費用算出の算式
 - イ 養育費算出の算式
 - ウ 義務者から権利者に対する養育費分担請求の成否

第4章

改定標準算定方式における算定の修正要素

1 住居関係費

- (1) 住居関係費
- (2) 住宅ローンの負担がある場合の婚姻費用
 - ア 住宅ローンの支払
 - イ 当該住居に義務者が居住する場合
 - ウ 当該住居に権利者が居住する場合
 - エ 双方とも当該住居に居住していない場合
 - オ 当該住居を処分し、住宅ローンのみが残っている場合
 - カ 家庭内別居の場合
- (3) 義務者が住宅ローンを負担する場合の養育費
- (4) 義務者が権利者居住の建物の賃料等を支払っている場合の婚姻費用

2 教育関係費

- (1) 分担を要する教育費
 - ア 分担の対象となる教育費の範囲
 - イ 私立学校等の費用
 - ウ 塾の費用等
 - エ 大学の学費等
- (2) 分担額加算の額及び方法
 - ア 分担の対象となる額
 - イ 分担額加算の方法

3 医療関係費

4 高額所得者

- (1) 高額所得者の婚姻費用分担
 - ア 算定表の最高額を上限とする方法
 - イ 基礎収入の割合を修正する方法
 - ウ 基礎収入の算定に当たり、総収入から控除する各費目の額・割合を修正したり、さらに、貯蓄率を控除する方法
 - エ 同居中の生活レベル等から算定する方法
 - オ 採用すべき方式
- (2) 高額所得者の養育費分担

5 債務

6 夫婦共有財産の持出し

第5章

夫婦間の子以外の被扶養者の存在

1 認知した子の存在

- (1) 原則
- (2) 婚姻費用の算出
 - ア 義務者が認知した未成年者を養育している場合
 - イ 算定の方式

- (3) 養育費の算出
 - ア 義務者が認知した子だけを養育する場合
 - イ 義務者が当事者間の子を養育している場合
- (4) 義務者が認知した子と同居しないが、その養育費を現に支払っている場合
 - ア 現実の支払を特に考慮しないで算出する方法
 - イ 基礎収入から控除する方法
- (5) 義務者が認知した子について現実には扶養していない場合

2 前妻との子を監護養育している場合の養育費の算定

- (3) 義務者が再婚した場合の養育費の算定
 - (1) 再婚相手との間に子がない場合
 - ア 再婚相手に収入がない場合
 - イ 再婚相手に自己の生活費を賄う程度以上の収入がある場合
 - ウ 再婚相手に収入はあるものの自己の生活費を賄う程度に至らない場合
- (2) 再婚相手との間に子がある場合
 - ア 再婚相手に収入がない場合
 - イ 再婚相手に自己の生活費を賄う程度を超えない場合
 - ウ 再婚相手の収入が自己の生活費を賄う程度を超える場合
- (3) 再婚相手に連れ子があるが、養子縁組をしていない場合

4 権利者が再婚した場合の養育費の算定

- (1) 子が再婚相手と養子縁組した場合
 - ア 実親の扶養義務
 - イ 実親が扶養義務を負担する基準
 - ウ 実親が養育費を負担する場合の養親の婚姻費用分担への影響
- (2) 監護する子と再婚相手が縁組をするまでに至らない場合
 - ア 再婚相手が裕福な場合
 - イ 再婚相手の収入が低い場合

第6章

婚姻費用・養育費の額の変更

1 増減請求の根拠

- (1) 子の利益のために必要がある場合の変更
- (2) 事情変更による増減

2 事情変更の基準

- (1) 一般的な判断基準
- (2) 婚姻費用・養育費分担における基準
 - ア 事情変更の判断要素
 - イ 標準算定方式・算定表の改定の事情変更性

3 事情変更事由

- (1) 収入の増減等
 - ア 収入が減少した場合
 - イ 新たな債務の負担・支出の増加
 - ウ 子を監護する者の収入が増加した場合
- (2) 子の成長に基づく変更
 - ア 子の高等学校進学

- イ 子の大学進学
- ウ 分担期間の延長
- エ 子が成年に達した場合の婚姻費用の分担額
- (3) 義務者の再婚による扶養家族の変動
 - ア 合意後短期間で減額請求がされた場合
 - イ 合意後減額請求までの期間が1年程度存在する場合
 - ウ 合意後再婚までの期間が1年以上ある場合
- (4) 子の養子縁組
- (5) その他
 - ア 合意が当初から不当であった場合
 - イ 一括払により受領した養育費を使い果たした場合
 - ウ 減額を求められた養育費等が審判によって定められている場合

4 事情変更の反映

- (1) 変更の時期
 - ア 変更時期の原則
 - イ 変更を裁判時からとする場合
 - ウ 変更を請求前に遡及する場合
- (2) 事情変更がある場合の算定の方法
 - ア 算定方法の考え方
 - イ 変更額算定の方法
 - ウ 考慮範囲における前審判の判断の拘束
- (3) 分担額変更の際の過払額の清算方法
 - ア 過払部分を不当利得の返還とする扱い
 - イ 過払部分を将来分又は未払分の支払とみなす扱い

第7章

審判の主文・調停条項

1 婚姻費用分担の主文・調停条項

- (1) 分担を命じる主文
- (2) 調停条項
 - ア 毎月の支払を約する例
 - イ 権利者の転居を考慮した例
 - ウ 義務者が光熱費等の支払をする例
 - エ 過去の婚姻費用の支払を約する例
 - オ 将来の変更を合意する例

2 養育費分担の主文・調停条項

- (1) 分担を命じる主文
- (2) 調停条項
 - ア 毎月の支払を約する例
 - イ ボーナス時の加算を約した例
 - ウ 将来分を一括払する例
 - エ 信託を利用した一括払の例（義務者である相手方が信託契約を締結する場合）
 - オ 信託を利用した一括払の例（権利者である申立人が信託契約を締結する場合）
 - カ 調停の場における受渡しの例
 - キ 将来の変更の約束の例

3 婚姻費用・養育費を増減する場合の審判の主文

- (1) 前件審判等を変更する主文
 - ア 前件審判等の全部を変更する型
 - イ 前件審判等の変更日以降のみを変更する型

- ウ 変更部分のみを記載する型
- (2) 新たに分担を命じる主文
- (3) 追加的な分担を命じる主文等
- (4) 複数の子について定められた養育費を、1人の子についてのみ変更する場合
- (5) 過去の分担額が過払いとなる場合の処理
- (6) 分担免除の主文
- (7) 調停条項
 - ア 従前の審判、合意における金額を変更する条項
 - イ 従前の審判、合意における金額に加算する条項

第8章

婚姻費用・養育費の履行確保の方法等

1 履行確保の方法

- (1) 支払方法による履行確保
 - ア 一括払
 - イ 自動振込みの利用
- (2) 不履行に備えた方法
 - ア 担保の提供等
 - イ 公正証書による方法
 - ウ 家事調停を利用する方法

2 履行勧告・履行命令

- (1) 履行勧告
 - ア 履行勧告の申出
 - イ 履行状況調査・履行勧告
- (2) 履行命令
 - ア 履行命令の申立て
 - イ 履行命令の手続・効力等

3 強制執行

- (1) 直接強制
 - ア 扶養義務等債権の強制執行
 - イ 強制執行の申立て
 - ウ 差し押さえ得る債権
 - エ 差押えの取消し・差押止債権の範囲の変更
 - オ 財産の開示・第三者からの情報取得手続
- (2) 間接強制
 - ア 間接強制が認められる趣旨
 - イ 間接強制の申立て
 - ウ 間接強制金
 - エ 事情変更による取消し

4 審判前の保全処分

索引

- 事項索引
- 判例年次索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目4番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目2番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2020.11)51001311

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。